

2025年12月24日の記者会見で日本原燃増田社長が「新規基準ではガラス固化の処理能力に関する要求がないのでしゅん工後に実施するのが適当」と述べたとの報道があった。ではアクティブ試験終了（総合報告と審査）せずにしゅん工することになり、実地試験を評価せずに運転を容認することになり（無免許運転）、20年間のアクティブ試験の意味がなくなることであり安全上看過できない。

1. アクティブ試験を終了せずしゅん工は許されない

アクティブ試験は「使用済燃料による総合試験」と記されている。

図1

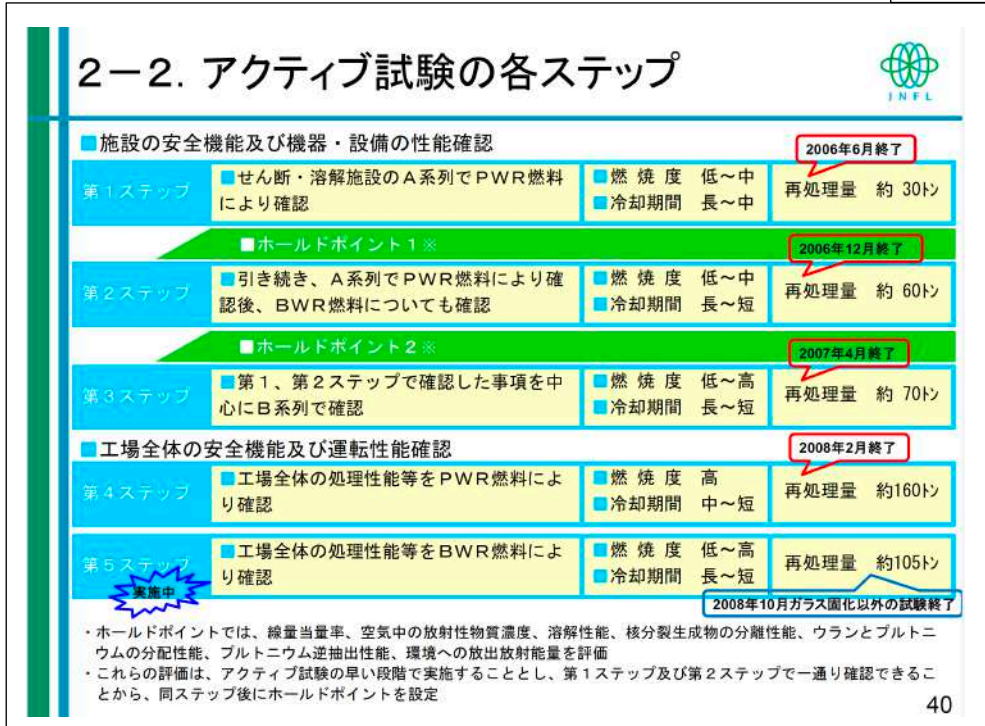


図1：2022.8.23「六ヶ所再処理工場の概要」日本原燃 から

図1では2022年時点でアクティブ試験第5ステップ中で「実施中」となっており右欄の補注に「2008年10月ガラス固化以外の試験終了」とあり、ガラス固化試験が未実施になっていることがわかる。第5ステップの内容は「工場全体の処理性能等をBWR燃料により確認」とあり、BWR（沸騰水型原発）の使用済燃料によるガラス固化試験が残っていることがわかる。ちなみにPWR（加圧水型原発）の使用済燃料については第4ステップで終了していたことがわかる。

* 第4ステップで行われる予定であったPWR燃料の再処理により発生した廃液のガラス固化試験について、実は第5ステップの2012.12にB系列溶融炉について実施され2013.1.4に終了し、A系列溶融炉については2013.5に実施され5月26日終了し各々報告書が原子力規制委員会に提出されている。しかし、原子力規制委員会は未だにその報告書の内容を審査評価していない。

第4ステップ 工場全体の安全機能及び運転性能の確認	(PWR) 17×17型、15×15型及び14×14型燃料 燃焼度：約36,000～約47,000MWd/tUpr 冷却期間：約6～17年	約110 t・U _{eq}	<ul style="list-style-type: none"> 再処理施設全体の処理性能確認試験 低レベル固体廃棄物処理設備の処理能力確認試験（性能検査） 気体廃棄物放出量確認試験（性能検査） 液体廃棄物放出量確認試験（性能検査） 製品中の原子核分裂生成物含有率確認試験（性能検査） 製品回収率確認試験（性能検査） 線量当量率及び空気中の放射性物質濃度確認試験（性能検査）
第5ステップ 工場全体の安全機能及び運転性能の確認	(BWR) 燃焼度：約20,000～約40,000MWd/tUpr 冷却期間：約8～20年	約160 t・U _{eq}	<ul style="list-style-type: none"> 気体廃棄物放出量確認試験（性能検査） 液体廃棄物放出量確認試験（性能検査） 再処理施設全体の処理性能確認試験 線量当量率及び空気中の放射性物質濃度確認試験 核燃料物質の物質収支確認 高レベル廃液ガラス固化設備の処理能力確認試験（性能検査）

(注1) アクティブ試験は性能検査に必要な試験の完了をもって終了する。このため性能検査等の進捗により、計画した処理量が増減することがある。
(注2) (性能検査)として記載している項目は、再処理規則第6条の2に示されている技術上の基準について確認を行う「性能に係る事前検査」のテストである。

平成19年
9月7日
アクティブ試験計画書
8頁

2. アクティブ試験が終了後にしゅん工と計画されてきた

図2は2022年8月段階の状況です。設計建設→通水作動試験→化学試験→ウラン試験→アクティブ試験+新規制基準対応→しゅん工　そして安全協定締結後操業運転になっています。ここではアクティブ試験終了前に未実施の「ガラス固化試験等の実施」となっておりこれが終わりまた「新規制基準適合性審査」も終了してから「しゅん工」になっています。

図2

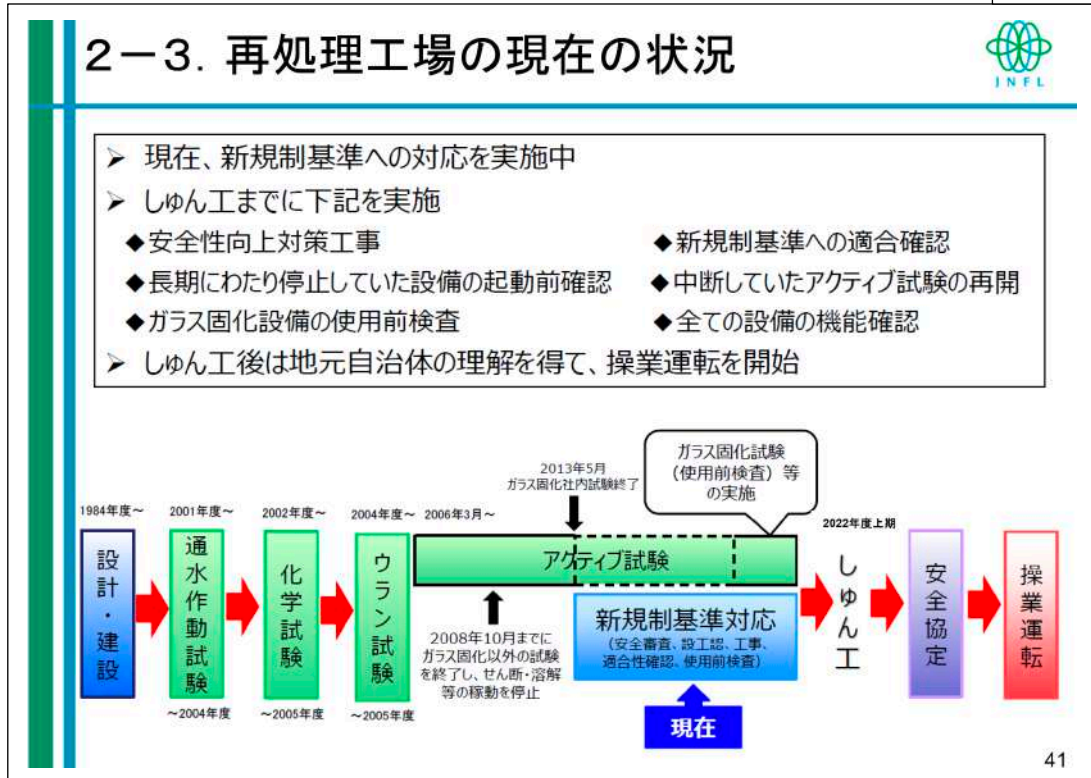
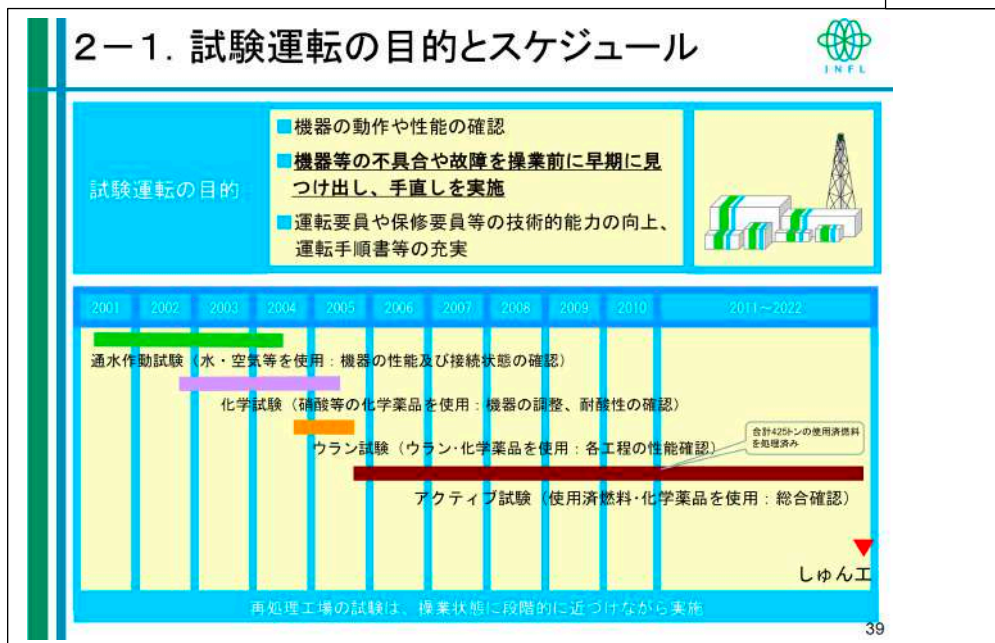


図2：2022.8.23「六ヶ所再処理工場の概要」日本原燃 から

図3も図1，図2と同じ資料であるが、試験運転の目的とスケジュールであり、アクティブ試験が終了後にしゅん工と印されている。

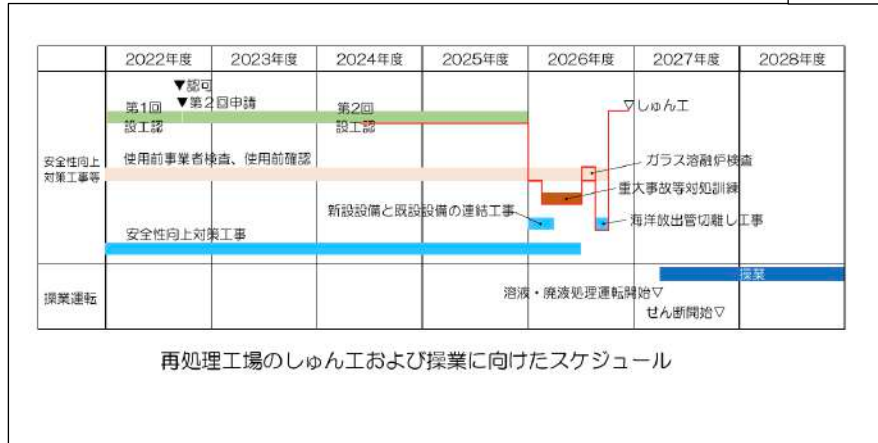
図3



3. 日本原燃は「ガラス固化試験」を「ガラス溶融炉検査」に変更し使用前事業者検査で行うことにし
実際の BWR 高レベル廃液の使用をせずアクティブ試験を終了とし、「しゅん工」を画策した

図4は2024.8の日本原燃HPをスクリーンショットしたものです。これには図2にある「ガラス固化試験」はなくなり「ガラス溶融炉検査」とガラス固化ではなく溶融炉の検査と変更してしまいました。増田社長は24日青森市で開いた記者会見のデーリー東北記事を添付します。

図4



* 日本原燃はアクティブ試験後16回めのしゅん工延期のうち9回がガラス固化による延期であり、その後は新規基準審査による延期6回です。2013年にB,A両炉のPWR使用済燃料廃液の固化をそれまでにない短時間で終了させました。高レベル廃液（不溶解残渣廃液）が使用されたのか疑問を持っています。これらの報告書が原子力規制委で審査されていないことも奇妙です。ガラス固化トラブルが怖くて(トラウマ)しないですませしゅん工まで終了させたいのが狙いだと思われます。

4. アクティブ試験結果を評価ししゅん工に反映させることになっていた

再処理施設アクティブ試験計画書平成19年9月7日の33頁「8. アクティブ試験の終了条件」

(図5)の(3)に「・アクティブ試験結果を評価することにより、しゅん工にあたって反映すべき安全対策等の有無について確認し、必要に応じ保安規定の変更、認可を得ていること。」また「・試験運転で得られた情報を運転手順書等に反映していること。」とある。

「アクティブ試験結果を評価」せず、従って「安全対策等の有無について確認」せず、「保安規定の変更、認可」を得ず、「運転手順書等に反映」されていないのではないか。一部行われたとしても、総合評価に基づく最終的な見直しをするのが道理であろう。

図5

8. アクティブ試験の終了条件

(1) 段階的試験の終了

試験運転の安全機能の確認に係る各試験項目が全て終了していること。

(2) 使用前検査の終了

以下の使用前検査が全て終了していること。

- ・ 気体廃棄物放出放射エネルギー検査
- ・ 液体廃棄物放出放射エネルギー検査
- ・ 廃液の蒸発処理能力検査 (高レベル廃液処理設備及び低レベル廃液処理設備の処理能力)
- ・ ガラス熔融炉等の処理能力検査 (高レベル廃液ガラス固化設備及び低レベル固体廃棄物処理設備の処理能力)
- ・ 線量当量率等の測定検査 (線量当量率及び空気中の放射性物質濃度の測定)
- ・ 製品中の原子核分裂生成物の含有率測定検査
- ・ 製品の回収率測定検査

(3) その他

- ・ アクティブ試験結果を評価することにより、しゅん工にあたって反映すべき安全対策等の有無について確認し、必要に応じ保安規定の変更、認可を得ていること。
- ・ 試験運転で得られた情報を運転手順書等に反映していること。
- ・ 不適合等の処置については、JEAC4111-2003に準拠し、行われていること。
- ・ 使用前検査に合格していること。

5. 青森県、六ヶ所村はアクティブ試験終了後でなければ安全協定を締結してはいけない

県と村と日本原燃の安全協定はしゅん工の後に行われることになっている。アクティブ試験を終了し総合評価をせずしゅん工した場合、4. で指摘した図5の(3)にある「アクティブ試験結果を評価することによりしゅん工にあたって反映すべき安全対策等の有無について確認」とあるがこれがなされないまま、安全協定を締結することになりそれは県民、村民の理解が得られないことになるのではないか。アクティブ試験と新規制基準審査の両者をしっかりと終了させてからしゅん工、そして安全協定との段取りになるべきでないか。そのことが県民、村民を重大事故から守ることではないでしょうか。特に貯蔵高レベル廃液が冷却喪失(攻撃を受ける)した場合、重大事故発生が憂慮されます。

(三陸の海・岩手の会)